令和8年11月19日

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長　　小太刀　顧報

北海道補給処足寄弾薬支処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

1　本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。

2　本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3　件名リスト

一連番号	件　　名	納入(履行) 場所	納　期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備　考
35	ばい煙測定役務	足寄分屯地	9.2.26	8.11.19	8.12.1　2400	8.12.2　1000	全省庁統一資格は問わない	仕様書、見積書

4　仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒０８９－３７２５
北海道足寄郡足寄町平和１７３番地
陸上自衛隊足寄分屯地　足寄弾薬支処会計科　担当：鎌塚
TEL：０１５６－２５－５８１１（内線）３４７　**（自動音声の場合内線３４７＃を押してください。）**
FAX：０１５６－２５－５８１１（内線）３４８
※ＦＡＸ送信の方は０１５６－２５－５８１１をダイヤルし、ポーズを１０回入力し、接続先ＦＡＸ番号３４８を入力しておかけ下さい。
その他のお問い合わせは、２１１を押すか、そのまましばらくお待ちください。ＦＡＸが繋がらない場合はメールでも可能です。
メールで送信の際は、電話にて受信の確認をしてください。

fin-asyoro-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp

調達要求番号：63791AE2007

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
ばい煙測定役務		２０２６Ｅ－３１	
		防　衛　大　臣　承　認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年１１月１６日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作　成　部　隊　等　名	足寄弾薬支処総務科営繕班

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、足寄弾薬支処において実施するばい煙測定役務（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）国土交通省による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　法令等

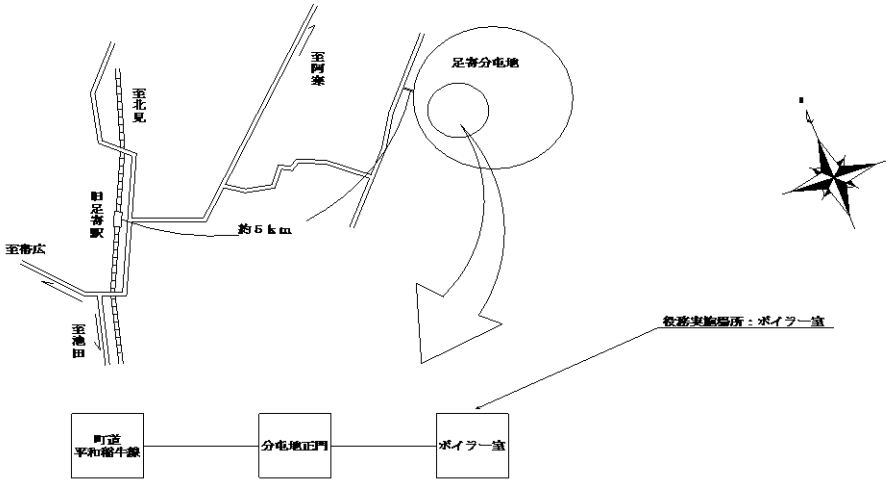
大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）

計量法（平成４年法律第５１号）

2　役務に関する要求

2.1　役務実施場所

足寄郡足寄町平和１７３番地　陸上自衛隊足寄分屯地構内ボイラー室



2.2　ばい煙測定対象施設

足寄分屯地構内ボイラー室

	１号ボイラー	２号ボイラー
形式	KF-１５００（川重冷熱工業製）	KF-１５００（川重冷熱工業製）
伝熱面積	９．８㎡	９．８㎡
使用燃料	Ａ重油１種２号	Ａ重油１種２号
最大燃料使用量	１０２．４／ｈ	１０２．４／ｈ

2.3　計量項目

a)　排ガス量（湿り・乾き）

b)　ばいじん濃度

c)　硫黄酸化物（量濃度）

d)　窒素酸化物濃度

e)　排ガス温度

f)　排ガス中の水分

3　品質保証

3.1　測定

測定は、大気汚染防止法施行規則第１５条第１項及び第３・４項で定める測定方法によるものとする。

3.2　監督・検査

監督及び検査は、発注者の定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

役務契約締結後速やかに、役務開始届、現場代理人届、役務工程表を提出し、役務終了後、役務完了届、役務写真、ばい煙測定結果報告書を監督官に提出する。

4.2　秘密保全及び安全管理

4.2.1　写真

a)　ボイラー室において写真撮影をする場合は監督官の立会のもと実施するものとする。

b)　デジタルカメラを使用する場合は、受注者の責任において役務終了後、保存データーを削除するものとし、フィルムカメラを使用する場合は、フィルムを監督官へ提出するものとする。

4.2.2　仕様書等

受注者は、発注者から貸与された仕様書等を当該関係者以外に使用させない。また、その内容を漏えいしないものとする。

4.2.3　安全管理

a)　本役務の安全管理は、遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに監督官に報告するものとする。

b)　役務実施中にばい煙発生施設の不備、又は機能に不良箇所を発見した場合は、直ちに監督官に報告し、その処置について指示を受けなければならない。

c)　受注者は、常に役務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

4.3　環境対策

a)　受注者は、役務実施にあたり環境対策に関わる関係法令等を遵守のうえ、環境保全に努めなければならない。

b)　受注者は、環境への影響が予見されまたは発生した場合は、処置を講ずるとともに、監督官に報告、指示に従わなければならない。

4.4　疑義

仕様書等に定められた内容に疑義が生じた場合は、監督官と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては、監督官の指示に従うものとする。

5　その他

5.1　補償

a)　役務完了後、機能不良等の受注者の責に帰すべき理由のものは、受注者の責任において回復させるものとする。

b)　既存施設等に損害を与えた場合には、監督官に報告するとともに、受注者の責任において速やかに復旧させるものとする。

5.2　電気及び水

本役務で必要とされる電気及び水は，受注者の負担とする。

見　　積　　書

件名リスト一連番号	35

見積金額￥

（消費税及び地方税を含まない。）

品　　名	規　格	単位	数量	単　価	金　額
ばい煙測定役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				

納 入（履 行） 場　所	足寄分屯地	納　　期 （履行期限）	9.2.26
契 約 保 証 金	（免　除）	入札（見積）書有効期間	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長　　小　太　刀　　顧　報　　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名

（注）押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。